

令和3年度 第1回朝日村観光レクリエーション施設管理運営審議会 次第

日 時：令和3年11月4日（木）  
午後3時

場 所：朝日村役場 第1・2会議室

1 開 会

2 委 嘱

3 あいさつ

4 自己紹介

5 会長及び副会長選出

6 諮 問

7 協議事項

(1)審議会の目的について

(2)アサヒマレットゴルフ場のこれまでの経過と現状等について（資料1）

(3)今後の進め方について

(4)その他

8 閉 会

令和3年度 朝日村観光レクリエーション施設管理運営審議会 委員

任期：令和3年11月4日～令和5年11月3日（2年間）

所 属	職 名	氏 名	備考
区長会	小野沢区長	山口 時保	
農業委員会	会長	下田 直美	
松本ハイランド農協	朝日地区担当理事	上條 典泰	
三区生産森林組合	組合長	上條 一雄	
西洗馬生産森林組合	組合長	羽多野 利昭	
朝日村商工会	会長	上石 保之	
朝日村観光協会	会長	植村 茂生	
教育委員会	教育長	百瀬 司郎	
公民館	公民館長	清澤 正文	

(事務局)

所 属	職 名	氏 名	備考
朝日村	副村長	小池 貴浩	
産業振興課	課長	清沢 光寿	
	課長補佐	清沢 さおり	
	主事	橋田 直哉	

○朝日村観光レクリエーション施設設置条例

令和元年10月28日条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2の規定に基づき、朝日村観光レクリエーション施設（以下「施設」という。）の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 朝日村の森林等豊かな地域資源を活用し、村民の健康増進、レクリエーションの場の提供並びに都市住民との交流等を図るとともに、観光及び移住定住等の情報発信等多目的かつ広範囲に観光誘客を図ることにより地域経済の活性化及び産業の振興のため施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
クラフト体験館	朝日村大字古見314番地
緑の体験館	朝日村大字古見273番地
屋外調理施設	朝日村大字古見273番地
もくもく体験館	朝日村大字古見264番地1
アサヒマレットゴルフ場	朝日村大字小野沢1527番地ロ
緑のコロシアム	朝日村大字古見249番地1
野俣沢林間キャンプ場	朝日村大字古見7番地1
ゲストハウス	朝日村大字古見68番地2

(管理運営審議会の設置)

第4条 施設の管理運営等重要な事項について、村長の諮問に応じ審議するため、朝日村観光レクリエーション施設管理運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 農林業者代表

(2) 商工業者代表

(3) 知識経験者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 その職にあるため委員となった者の任期は、その在任期間とする。

6 審議会に会長及び副会長をおき、委員が互選する。

第5条から第18条 (省略)

別表 (第7条、第12条関係) (抜粋)

名称	区分	単位	使用料金	使用時間	休業日
アサヒマレットゴルフ場	使用者	1人	無料	8時30分から17時まで (4月から9月) 8時30分から16時30分まで (10月から11月)	12月から 翌年3月 まで